

# 岡山県市町村総合事務組合基金条例

【平成 17 年 4 月 1 日条例第 17 号】

改正 平成 19 年 6 月 4 日条例第 6 号 平成 20 年 3 月 27 日条例第 2 号  
平成 28 年 3 月 29 日条例第 4 号 令和 2 年 3 月 30 日条例第 1 号

(設置及び目的)

**第 1 条** 岡山県市町村総合事務組合（以下「組合」という。）財政の年度間の財源を調整する等、組合の健全かつ円滑な運営を図るため、次の基金を設置する。

- (1) 退職手当調整基金
- (2) 退職手当準備積立基金
- (3) 福利厚生基金
- (4) 抛出金事業基金
- (5) 財政調整基金

(積立て)

**第 2 条** 基金として積み立てる額は、当該年度の歳入歳出予算に定める額のほか、当該年度の決算剰余処分で定めた額とする。

(管理)

**第 3 条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により、保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。
- 3 福利厚生基金及び抛出金事業基金に属する現金は、必要に応じ生活資金の貸付けにあてることができる。

(運用収益金の処分)

**第 4 条** 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に全額を積み立てる。

(処分)

**第 5 条** 基金は、基金の設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより、その一部又は全部を処分することができる。

(繰替運用)

**第 6 条** 管理者は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(その他)

**第 7 条** この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

**附 則** (平成 17 年 4 月 1 日条例第 17 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則** (平成 19 年 6 月 4 日条例第 6 号)

この条例は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 20 年 3 月 27 日条例第 2 号）

この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成 28 年 3 月 29 日条例第 4 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 3 月 30 日条例第 1 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 2 改正前の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第 2 条第 7 項に規定する加入者であった者に係る旧条例第 169 条に規定する共済見舞金の支払い及び旧条例第 176 条第 2 号に規定する清算については、なお従前の例による。
- 3 改正後の岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例第 33 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

（岡山県市町村総合事務組合特別会計条例の一部改正に伴う経過措置）

- 4 改正前の岡山県市町村総合事務組合特別会計条例第 1 条の規定による交通災害共済特別会計の令和 3 年度分の収入、支出及び決算については、なお従前の例による。